様式第１号（第５条関係）

承諾書兼口座指定書

　　年　　月　　日

堺市　　保健福祉総合センター所長 殿

　　　　　　　　　　　　　　（賃貸人等）

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者役職・氏名）

電話番号　　　　　　　（　　　　　）

私は、別紙の「**民間賃貸住宅家賃代理納付制度について**」の内容を理解し、承諾します。また、次に記載する賃借人に係る堺市民間賃貸住宅等の賃貸料に係る住宅扶助費代理納付の実施に関する要綱第５条第１項（※）に規定する金融機関口座を、次のとおり指定します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者の氏名 |  | | | | | | | | |
| 対象者の住所 | 堺市　　　区 | | | | | | | | |
| 代理納付する  住宅扶助費の内容 | 家賃月額　　　　　　　　　　　　円 | | | | | | | | |
| 支払期日 | 年　　月分から | | | | | | | | |
| 振込先口座 | 金融機関名（店舗名） |  | | | | | | | |
| 金融機関コード |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 預金種別 | １　普通　　　　　２　当座 | | | | | | | |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 |  | | | | | | | |
| その他 |  | | | | | | | | |

【添付書類】

□　上記口座情報が記載された書面（通帳の写しなど）

□　賃料収納業務の委託契約書等の写し（振込先が賃貸人以外である場合のみ）

□　家賃滞納の場合は、滞納家賃が確認できるもの

□　賃貸借契約書の写し

（※）堺市民間賃貸住宅等の賃貸料に係る住宅扶助費代理納付の実施に関する要綱（抜粋）

（住宅扶助費代理納付の実施）

第５条　保健福祉総合センター所長は、賃貸借契約の定めにかかわらず、代理納付適用者に係る各月の住宅扶助費を、当該月の末日までに賃貸人等が承諾書兼口座指定書により指定した金融機関口座に振り込むものとする。

２　（略）

（別紙）

民間賃貸住宅家賃代理納付制度について

１　民間賃貸住宅家賃代理納付制度とは

　　民間賃貸住宅家賃代理納付制度（以下「代理納付」といいます。）は、生活保護受給者のうち、次に掲げる者について、保健福祉総合センター所長が保護受給者本人に代わって、住宅の賃貸人又は家賃の管理受託者（以下「賃貸人等」といいます。）の指定する金融機関口座へ、家賃として住宅扶助費を振り込む制度です。

(1) 住宅等に係る賃貸料が滞納となっている者

(2) 高齢等の理由により日常生活能力が低下し、賃貸料の滞納により住居を失うおそれがある者

(3） 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号）第２１条第１項に規定する登録事業者が提供する同法第１０条第５項に規定する登録住宅に新たに入居する者

(4) 前３号に掲げる者のほか、保健福祉総合センター所長が必要と認める者

２　代理納付の対象となる住宅扶助費

　　代理納付の対象となる住宅扶助費は、代理納付適用開始月以降の家賃のみです。家賃の滞納分、共益費等は対象になりません。

　　なお、住宅扶助費には限度額が設定されており、家賃がこれを超えている場合は、限度額を代理納付として振り込むことになります。

　　また、月々の生活保護費は、**世帯の収入に応じて金額が変わるため、家賃（家賃が住宅扶助の限度額を超えるときは限度額）の一部しか支給されなくなった場合は代理納付できません。**

３　代理納付開始の手続及び通知

　　代理納付を開始するには、賃貸人等から『承諾書兼口座指定書』を保健福祉総合センターに提出していただく必要があります。

　　住宅扶助費代理納付を行うことを決定したときは、賃貸人等宛てに、『住宅扶助費代理納付決定通知書』をお送りします。住宅扶助費代理納付を行わないことを決定したときは、提出していただいた書類を返送します。

４　振込期日

代理納付は、毎月最初の営業日に対象者の住宅扶助費を振り込みます。通常は、**毎月１日（土日祝日の場合は直前の営業日、ただし、年度当初の４月分は直後の営業日、また、１月分は、１２月２５日頃の営業日）**に振り込みます。

５　代理納付の中止・終了

次のいずれかに該当する事由があるときは、代理納付は中止または終了となりますので、保健福祉総合センターから賃貸人等に通知します。

（1）保護の変更、停止又は廃止により、住宅扶助費の支給額が家賃（家賃が住宅扶助の限度額を超えるときは限度額）に満たなくなったとき。

（2）賃貸人等が、条件\*を履行しないとき。

６　代理返納

代理納付による**振込後に、保護の変更、停止又は廃止により、住宅扶助費の返納が必要となった場合は、賃貸人等が保護受給者に代わって、振り込んだ住宅扶助費を保健福祉総合センターに返納（代理返納）していただくことになります。また、賃貸人等は、保健福祉総合センターが代理返納を求めたときは、生活保護受給者に対して有している債権をもって、代理返納に係る債務との相殺を主張しないことを約束していただくこととなります。**

７　変更の連絡

代理納付にかかわる賃貸借契約上の変更（賃貸人等の変更、振込先口座の変更等）が生じるときは、速やかに保健福祉総合センターに連絡してください。

　　連絡の遅れにより、代理納付に齟齬が生じたときは、賃貸人等により解決の措置をとってください。

８　個人情報の適切な取扱い

代理納付を通じて知り得た保護受給者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき、適切に取り扱ってください。

９　賃貸借契約上の争い等について

保健福祉総合センターは、代理納付の実施についてのみ関与しますが、賃貸人等と保護受給者との間に生じた賃貸借契約上の争い等については、当事者間で解決してください。

＊（賃貸人等に係る条件）

(1) 住宅扶助費代理納付の実施に関して保健福祉総合センター所長に協力するとともに、本市の職員の指示に従うこと。

(2) 代理納付適用者との間に生じた住宅等の賃貸借に関する争い（住宅扶助費代理納付に関するものを除く。）について当事者間で解決すること。

(3) 住宅扶助費代理納付の適用において知り得た情報について、住宅扶助費代理納付の目的以外に使用してはならないこと。

(4) 住宅扶助費代理納付の実施に当たり、代理納付適用者に対して手数料等の経済上の負担を一切求めないこと。

(5) 住宅等に係る賃貸借契約の内容その他住宅扶助費代理納付の実施に関する事項に変更があったときは、速やかに保健福祉総合センター所長に連絡すること。

(6) その他保健福祉総合センター所長が必要と認める条件